

「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に関するQ&A

更新日時：2023年3月8日
宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局

#	質問	回答
1.登録制度について		
1-1	本登録制度の登録に向けて取り組むことで、具体的にどのように経営力・収益力が向上しますか。	取組を行うことにより期待できるメリットについて、ガイドラインにおいて視点毎に記載しています。 ※具体的な内容は、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」第2章（p.6～9）をご確認ください。
1-2	「必須事項」と「努力事項」は、具体的にどのような取組事項ですか。	必須事項は、企業の視点で経営を行う上で取り組むべき基本的な取組事項を指します。 努力事項は、更なる高付加価値化に資する発展的な取組事項を指します。 ※具体的な内容は、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」第3章（p.11）をご確認ください。
1-3	「高付加価値経営旅館等」と「準高付加価値経営旅館等」の違いは何ですか。	高付加価値経営旅館等は、「必須事項」と「努力事項」を実施していると認められる宿泊施設を指します。 準高付加価値経営旅館等は、「必須事項」のみを実施していると認められる宿泊施設を指します。 ※具体的な内容は、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」第3章（p.12～13）をご確認ください。
1-4	本登録制度への登録は、「会社単位」と「宿泊施設単位」のどちらとなりますか。	本登録制度は、宿泊施設の登録制度のため、「宿泊施設単位」で登録申請をしてください。
1-5	新規で旅館業を営む場合、申請可能ですか。	新規に旅館業を営む場合であっても、必要な申請書類を提出いただければ申請可能です。 ※具体的な申請書類は、「登録申請マニュアル」p.4をご確認ください。
1-6	現在休業している場合、申請可能ですか。	現在休業している場合であっても、必要な申請書類を提出いただければ申請可能です。 ※具体的な申請書類は、「登録申請マニュアル」p.4をご確認ください。
1-7	民泊（住宅宿泊事業）は、今後本登録制度の対象になる予定はありますか。	民泊（住宅宿泊事業）は、現時点では本登録制度の対象になる予定はありません。
1-8	登録申請に申請期限はありますか。	登録申請は、原則通年受け付けます。
1-9	本登録制度に登録した場合に受けられる観光庁補助事業におけるメリットを具体的に教えてください。	観光庁による宿泊施設を対象とした補助事業等において、本登録制度の登録有無を評価要素等として活用する予定です。 ※詳細は、各事業の公募要領をご確認ください。

2.登録申請関連書類について		
2-1	登録要件を満たすことを確認する資料は、どのように作成すればよいですか。	登録申請関連書類の「登録申請マニュアル」をご確認の上、作成ください。また、「高付加価値経営旅館等」「準高付加価値経営旅館等」それぞれの申請書類様式の「添付書類」ファイル内に、各確認資料の記載例を例示しています。
2-2	提出する資料で、宿泊施設単位ではなく、法人単位で資料を作成している場合は、法人単位で作成する資料を提出すればよいでしょうか。	本登録制度は、宿泊施設（施設単位）の登録制度のため、申請に必要な添付書類については基本的には「施設単位」で作成をお願いします。ただし、法人単位等でのみ作成している書類や、施設単位での切り分けができない書類については、法人単位等で作成している書類を提出していただいて構いません。
2-3	提出した登録申請書類などは、どのように活用されますか。	登録申請時の提出書類は、決められた利用目的（登録制度の運営、観光庁が行う政策立案を目的とした調査研究等）においてのみ活用し、それ以外を目的とした利用は行いません。ただし、登録された宿泊施設は、観光庁HPで「登録番号」「登録施設名」等を公表することとしています。
2-4	登録が認められないのは、どのような場合ですか。	告示第七条に定める場合に加え、必要な書類に不備がある場合、登録は認められません。登録申請後、事務局にて登録申請書類を確認し、不備がある場合は、事務局より連絡させていただきます。
2-5	サステナビリティに関する取組のチェックリストについて、項目にある「宿泊客への周知等」はどの程度実施すればよいですか。	宿泊客への周知等について、具体的な基準はございません。宿泊客が周知内容を理解できるよう各種媒体を活用して周知していることが望ましいです。
2-6	サステナビリティに関する取組の第三者認証の取得について、第三者認証として認められるのはGSTC認定の第三者認証機関からの認証に限られますか。	GSTC認定の第三者認証機関からの認証、またはGSTC基準の承認を受けた認証のみを対象としています。
2-7	サステナビリティに関する取組の第三者認証を取得していない場合、申請書類の該当ページは空欄のまま提出してもよいですか。	努力事項は、4つの視点毎にそれぞれ半数以上の取組項目を実施の上、確認資料を提出する必要があります。そのため、【持続可能性の視点】に関する取組項目のうち、その他「サステナビリティに関する取組の認知・発信」と「BCPの作成」を実施していれば、「サステナビリティに関する取組の第三者認証の取得」に関するページは空欄のまま提出いただいて構いません。
2-8	変形労働時間制の導入を推奨している理由を教えてください。	宿泊施設の繁閑差や従業員労働時間の実態を把握した上で、事前に適切な人員配置・労働時間の設定及び労使間での合意を図ることで、労働環境の改善を図ることを推奨しています。 ※具体的な内容は、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン」p.34をご確認ください。 ※なお、登録制度の申請にあたっては、変形労働時間制を導入していない事業者については書類提出は不要です。

3.申請方法について		
3-1	郵送での登録申請は可能ですか。	登録申請は、当サイト上の申請受付ページからのみ受け付けます。
3-2	当サイト上の申請受付ページの使い方が分からないので、メールまたは自社で利用しているアップロードシステムから登録申請書類を提出したいと思いますが、可能ですか。	登録申請は、当サイト上の申請受付ページからのみ受け付けます。
3-3	当サイト上の申請受付ページが利用できないのですが、どのように登録申請書類を提出すればよいでしょうか。	当サイト上の申請受付ページが利用できない場合は、サイト上に記載のある下記お問い合わせ先までご連絡ください。 お問い合わせ窓口：宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局 Eメールアドレス：syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp
3-4	当サイト上の申請受付ページのボタンを押したところ、他のサイトに飛びましたが問題ないでしょうか。	問題ございません。申請受付を円滑に行うため、申請受付ページは当サイトとは別のシステムで運用しています。
4.申請後の流れについて		
4-1	当サイト上の申請受付ページにて登録申請手続きをしましたが、申請が完了したことを通知するメール等が届きません。この場合、正しく申請できていますか。	登録申請後、申請受付ページにて入力いただいたメールアドレス宛に、登録申請を受け付けたことをお知らせするメール（【登録申請受領の通知】）を自動送信します。メールが届いていない場合、迷惑メールのフォルダに含まれていたり、ご利用のメールサービスで受信できない設定になっている場合がございます。ご利用のメールサービスで、syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpを受信できる設定になっているかご確認ください。なお、ご利用メールサービスの設定方法については、ご利用のメールシステムのマニュアルをご確認ください。
4-2	登録申請を受け付けたことを知らせるメール（【登録申請受領の通知】）を受信してから、登録番号等の連絡が来ておりません。登録が認められた場合、どのタイミングで連絡をもらえますか。	申請書類に不備がない場合は、登録申請から20営業日を目安に登録証を送付します。 【登録申請から登録証送付までの流れ】 ① 申請者が事務局に対して、申請受付ページより登録申請書類を送信（【登録申請】） ② 事務局が申請者に対して、【登録申請】の受付を通知するメールを自動送信（【登録申請受領の通知】） ③ 事務局にて、登録申請書類の内容確認を実施 ④ 事務局が申請者に対して、【登録申請受領の通知】発出から5営業日を目安に確認結果をメールにて送信（【申請書類確認結果の通知】） A) 登録申請書類に不備があった場合、【申請書類確認結果の通知】には、不備の内容と再登録申請専用の申請フォームURLを記載します。この場合、申請者は①に戻り、再登録申請専用の申請フォームより、再度【登録申請】を実施する必要があります。 B) 登録申請書類に不備がなかった場合、⑤に進みます。 ⑤ 事務局が申請者に対して、【申請書類確認結果の通知】発出から15営業日を目安に、登録証を送付
4-3	登録が認められた場合、登録証は送られてきますか。また、送られてくる登録証はどのような形式ですか。	登録完了後、登録証を書面で送付いたします。 ※登録証の送付に先立って、登録完了の旨及び登録番号をメールで通知予定です。

5.登録後の手続きについて		
5-1	登録の更新について、更新時期の連絡はもらえますか。また、更新が認められない場合はありますか。	有効期間は登録証に記載されていますので、ご自身でご確認をお願いいたします。 登録の更新を希望する場合は、更新申請期間中（有効期間満了日90日前から有効期間満了日30日前まで）に、登録区分に応じ、当サイト掲載の「高付加価値経営旅館等」「準高付加価値経営旅館等」それぞれの更新申請書類様式内の「更新登録申請書」を作成し、更新申請を行ってください。更新手続きにおいても、更新時の状況に沿った申請書類をご提出いただく必要があります。
5-2	「登録事業者は、毎事業年度終了後、経営状況を報告する必要がある」とありますが、経営状況を報告しなかった場合、どのようになりますか。	毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、その事業年度の貸借対照表・損益計算書その他の営業に関する書類を提出いただけない場合、登録取消させていただきます。
6.問い合わせについて		
6-1	事務局への問い合わせ方法を教えてください。	お問い合わせは、メールもしくは電話で受け付けております。お問合せ先は、以下のとおりです。 内容を確認後、事務局よりご回答させていただきます。 メールアドレス：syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp 電話番号：03-4223-0808 受付時間：平日10時～15時
6-2	事務局へメールにて質問しましたが、回答の連絡が来ません。	メールが届いていない場合、迷惑メールのフォルダに含まれていたり、ご利用のメールサービスで受信できない設定になっている場合がございます。ご利用のメールサービスで、syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpを受信できる設定になっているかご確認ください。なお、ご利用のメールサービスの設定方法については、ご利用のメールシステムのマニュアルをご確認ください。
7.その他		
7-1	サイト上に掲載されているPDFデータを閲覧できません。メールにて送信してもらうことは可能ですか。	まずはご利用のパソコンの環境設定及びブラウザのセキュリティをご確認の上、見直しても改善されない場合、メールにてsyukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jpへご連絡ください。
7-2	本登録制度の登録を受けた場合、観光庁による登録を受けた旨を従業員の名刺や自社HP上に記載してよいですか。	本登録制度の登録を受けている場合は、その旨を名刺等に記載いただいて問題ありません。
7-3	本登録制度に関する説明会を地域で独自に開催しようとする場合、講師の派遣等の支援はありますか。	現在検討中のため、決定次第、当サイト上でお知らせいたします。 ご要望がある方は、事務局まで個別にご相談ください。